

「北海道文教大学論集」は17号から、「北海道文教大学紀要」は40号から、下記の申し合せにもとづき、査読の手続きを一部採用いたしました。査読済みの論文については、目次および標題にその旨を明記致しました。

北海道文教大学学術情報委員会

## 査読に関する申し合せ

### (趣旨)

第1条 本学研究報告（『北海道文教大学研究紀要』および『北海道文教大学論集』）に掲載する論文の質の向上を計るため査読を行うこととする。

### (基準)

第2条 査読は総説および原著論文について以下の基準に基づいて行う。

- ①論文の研究内容が該当分野の知見の蓄積に貢献する学術的価値の高いものであること。
- ②研究の手続きが妥当で、社会的、倫理的配慮が十分になされていること。
- ③論文の構成および論述が適切で、論理に飛躍がなく説得的であること。

### (審査)

第3条 査読者は、審査の基準に即して審査を行い、その結果を下記3段階のいずれに該当するかを編集委員会に報告する。

- A：基本的にそのまま掲載可
- B：構成および論述を修正した上で掲載可
- C：不可

### (査読者)

第4条 査読者は、該当分野に明るく、審査の能力を有するもの2名を当てる。学外者に委託することも可とする。

### (手続き)

第5条 査読は以下の手続きによって行う。

- ①査読を希望する研究者は、通常の原稿しめ切りの2ヵ月前をめどに論文を編集委員会に提出する。
- ②編集委員会は、査読者を委嘱し、審査を委託する。
- ③編集委員会は、審査結果の報告を受けて、その後の取り扱いを以下の要領で決定する。
  - i ) AA（査読者2名ともAと判定（以下同趣旨）の場合は、基本的に掲載可とする。）
  - ii ) ABないしBBの場合は、指摘にもとづき修正を指示する。修正が指示に沿って適切に行われているかを編集委員会が判断し掲載の可否を判断する。
  - iii ) 査読者（1人でも）がCと判断したものは、査読論文としては掲載しない。

### (証明)

第6条 査読により掲載可となった論文については、論文の末尾に編集委員長名により査読済論文である旨の証明を付す。